

七尾水先区水先人会水先業務標準引受事務要領

- 受付方法** 水先の求めの受付は、次のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 合同事務所の窓口における受付
所在地 石川県七尾市矢田新町ニ部162番地3
ポートサイド七尾 2階
 - (2) 電話による受付 電話番号 0767-53-1192
 - (3) FAX による受付 FAX番号 0767-53-1193
 - (4) 電子メールによる受付 メールアドレス
pilot770@grace.ocn.ne.jp
- 受付事項** 水先の求めの受付に当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報
報
を得るものとする。
- (1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類
 - (2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所
 - (3) 水先区間及び水先開始予定時刻
 - (4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び権益の要否
 - (5) その他利用者から得た特別な事項
- 当直表** 会員の休息時間及び休日を確認し、水先の求めの受付を計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。
- 受付条件** 水先の求めの受付に当たっては、次に掲げる事項のほか、七尾水先区水先人会水先人約款第6条「水先の制限」、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。
1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合
 - (1) 原則として、利用者からの水先開始予定時刻の12時間前までに申し込みされたものであること。
 - (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。
 2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合

- (1) 次のすべての要件を満たすものであること。
 - イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。
 - ロ 当該要請が水先開始予定時刻の12時間前から7時間前までに申込みされたものであること。(ただし、7時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)
 - ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(3時間)及び休息时间(2時間)を含めるものとする。
 - ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。
 - ・水先に特殊技術を要するバース又特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること
- (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

会員への連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。

- (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。
- (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

平成27年12月19日作成

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人及び二級水先人）
1年未満	6万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）副水先人としては可能とする。
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）副水先人としては可能とする。
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）副水先人としては可能とする。

安 全 運 航 基 準

及 び

水 先 引 受 基 準

平成 19 年 4 月 1 日
七尾水先区水先人会

当会では、水先法の目的に鑑み下記運航基準を設ける。

- 1 当会会員は、水先法第 1 条及び水先約款第 2 条に規定されているように安全運航を最大の目的とし、船舶交通の安全を図り運航効率の増進に資するため、船長の助言者として水先業務に誠実に従事するものとする。
- 2 当会会員は水先要請を受けた場合、水先約款第 6 条の各号に該当する場合は水先をしないことがある。

“七尾水先区水先人水先約款”（平成 19 年 3 月 29 日届済）

第 6 条 水先人は、次に掲げる場合には、水先をしないことがある。

- (1) 船舶の堪航能力が不十分であるとき
- (2) 天候、本船の状態、積荷の種類又は水路等の状況に照らし、運航に危険の恐れがあるとき。
- (3) 水先船の航行に危険の恐れがあるとき。
- (4) 水先人の乗下船に対する安全施設が不備であるとき。
- (5) 水先人の業務執行に際し、身体及び生命に危険の恐れがあるとき。
- (6) 船舶の入出港又は港内移動に対する港長の許可がないとき。
- (7) 水先料の支払が、正当な事由が無く遅延している船舶所有者又はその代理者から水先の求めを受けたとき。
- (8) その他やむをえない事由があるとき。

3 水先業務時間

原則として 365 日 24 時間引き受けるものとする。

但し、私設バースで制限のある場合、及び夜間照明設備のないバースへの離着岸は昼間（薄暮時を含む）のみとするが、緊急を要する場合で相応の安全対策を講じた場合は水先を行なうこともある。

4 強風及び狭視界時の制限

風速 15 m/秒以上、又は視界 1,000m以下のときは原則として嚮導を見合わせる。
但し、本船船種、船型及び風向によっては上記以下でも見合わせることもある。

5 余裕水深

水路における余裕水深は喫水の 10%以上とする。但し喫水 10 m以下の場合は
8%以上とする。

繫留場所付近の喫水については港長への届出が受理された船舶については潮高、本
船の操縦性能その他の諸条件を考慮して決定する。

7 私設バースの制限

私設バースでの離着岸については個々のバース管理者が決めた基準に従うものと
する。

8 着岸速度

公共、私設を問わず岸壁棧橋等に損害を与えないように最小限の接岸速力で接岸す
るように努める。

最大 10 cm/秒以下とし、可能な限り 6 cm/秒以下を目標とする。

以上